

平成26年10月22日
国土交通省九州地方整備局
佐賀国道事務所

【記者発表資料】 1 / 2

国土交通省佐賀国道事務所・佐賀運輸支局・神埼警察署 が合同で特殊車両等の指導取締りを実施

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般制限値）※が車両制限令により定められています。

最高限度を超える車両が道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。

国土交通省佐賀国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両指導取締り」を警察の協力を得て実施しています。

また、10月は佐賀県の過積載防止月間であり、佐賀運輸支局及び各関係機関が協力し過積載が原因による事故や道路の損傷を未然に防ぐため街頭取締りや過積載防止の啓発活動を行っています。

今回、国土交通省佐賀国道事務所は10月22日（水）に佐賀運輸支局・神埼警察署と合同で特殊車両の指導取締り及び一般大型トラック等への過積載防止啓発活動を実施する予定です。



実施場所：神崎市神埼町姉川 国道34号姉川検量基地

実施日時：平成26年10月22日（水）14時～16時

実施機関：佐賀国道事務所、佐賀運輸支局、神埼警察署

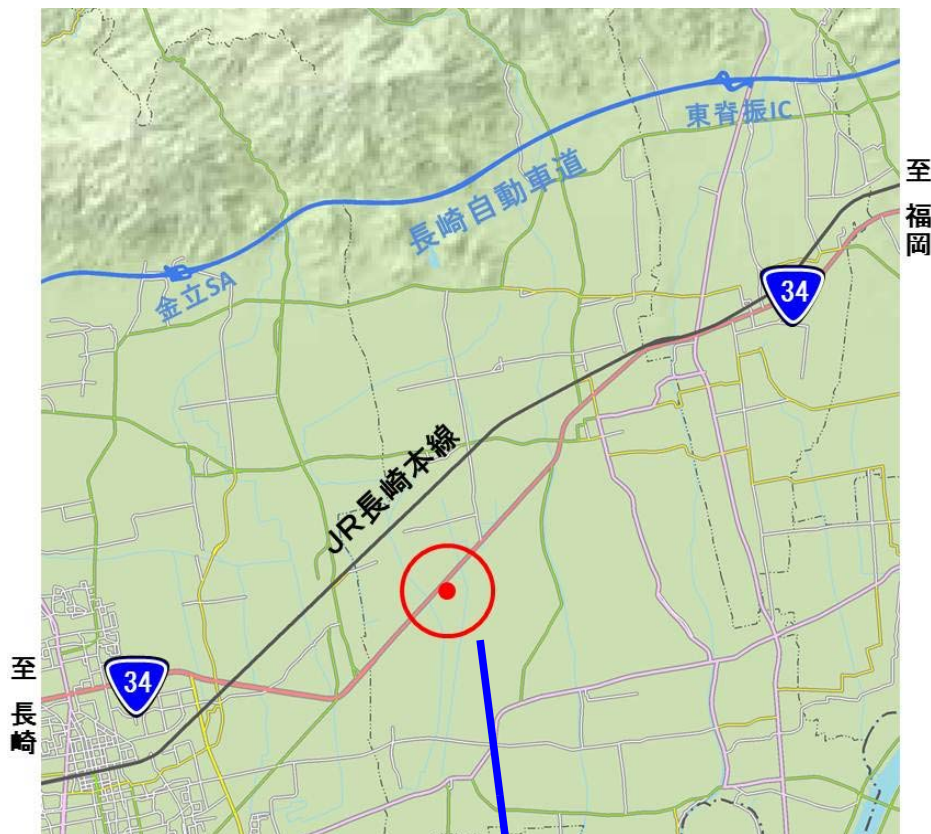
※道路法の車両制限令（昭和36年7月17日 政令第262号）で定められた大きさや重さ幅2.5m、長さ12.0m、高さ3.8m、総重量20tなど

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 佐賀国道事務所

管理第一課長 成沢 潔（内線431）

TEL（0952）32-1151（代表）



【位置図】

実施場所
神崎市神埼町姉川
姉川検量基地

実施日時
10月22日(水)
14時～16時

【拡大図】



特殊車両については、許可取得の確認及び車両寸法重量を計測し、許可条件に基づき通行しているのか確認を行います。

また、10月は過積載防止月間であり特殊車両以外の車両については、車両重量の計測及び過積載防止の啓発活動を行います。